

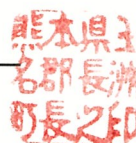


長洲町公告第76号

長洲町財務規則第71条の規定により、条件付一般競争入札による公有財産の売払いを下記のとおり公告する。

令和8年1月30日

長洲町長 田 成 修



条件付一般競争入札による公有財産の売払い

1 条件付一般競争入札に付する不動産

〈町有地〉

項番	大字	字	地番	公簿	
				地目	地積 (㎡)
1	宮野	笹ヶ浦	1717 番 1	宅地	1,951.88
2	宮野	笹ヶ浦	1722 番 1	宅地	2,360.12
計					4,312.00

〈建物〉

項番	所在地	地番	構造	床面積 (㎡)
1	玉名郡長洲町大字宮野字笹ヶ浦	1717 番 1	鉄筋コンクリート造平家建	727.22

※物件の詳細仕様については、別紙「売払実施要領」による。

予定価格 (最低売却価格)	4,780,000円
------------------	------------

2 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次の(1)から(11)までの全てに該当する法人とする。

- (1) 法人自ら本件土地を取得し、活用すること。
- (2) 条件付一般競争入札による旧長洲町立六栄保育所公有財産(町有地・建物)の売払実施要領7ページ記載の11. 用途の制限等(3)に掲げる用途に供しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 国税(法人税及び消費税)、本店所在地の都道府県税(法人都道府県民税及び地方消費税)及び本店所在地の市町村税(法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税)を滞納していないこと。

- (5) 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体でないこと又は役員等が、同条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- (9) (7)若しくは(8)に掲げる者から委託を受けた者、又は(7)若しくは(8)に掲げる者の関係団体でないこと。
- (10) 本町が指定する日までに、売買代金の納付が可能であること。
- (11) 入札で取得した物件について、ふるさと納税の返礼品の開発、製造及び地場産品を活用した商品開発を行うこと。

3 条件付一般競争入札の参加申込等に関する事項

- (1) 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、令和8年1月30日（金）から令和8年2月12日（木）までに参加申込の手続きを行うこと。
- (2) 入札参加申込書に必要な事項を記入し、下記の書類を添えて申し込むこと。

必要書類：印鑑証明書

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

納税証明書（国・県・市町村）

誓約書

申込対象者一覧表（役員全員分記入）

4 条件付一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場 所 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地 長洲町役場3階会議室
- (2) 入札期間 令和8年2月13日（金）
令和8年2月25日（水）
- (3) 開 札 令和8年2月26日（木） 午前10時00分

5 入札の方法

- (1) 公告で示す入札書の提出方法は、4（2）に掲げる期間までに、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法によるものとする。
- (2) 入札書の日付は、4（2）に掲げる期間内の日付とする。
- (3) 封書の表面に朱書きで「入札書在中」と記すこと。

<送付先>

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

長洲町まちづくり課企画調整係（長洲町役場）

6 入札の無効

- （１） 入札資格のない者が入札したとき。
- （２） 同一の入札について２通以上の入札書を提出したとき。
- （３） 入札書に上記の４（２）に掲げる期間内の日付以外の記入をしたとき、押印がないとき、又は金額を訂正したとき。
- （４） 前各号に掲げるもののほか、長洲町競争契約入札心得第８条各号に該当したとき。

7 落札者の決定方法

- （１） 開札の結果、町の予定価格を上回る最高の価格で入札した者を落札者とする。
- （２） 落札となる同価格の入札が２以上あったときは、くじによって落札者を決定する。
※入札回数は１回とする。
- （３） 落札者決定後、速やかに町有財産売払い申請書を提出すること。

8 契約の締結、買受代金の納付等

- （１） 仮契約締結について
落札決定の日から１０日以内に仮契約書を取り交わすものとする。
※町議会の議決後に売買契約（本契約）を締結する。
- （２） 契約保証金
本契約締結時に契約金額の１０％以上の額を契約保証金として支払うものとする。
- （３） 買受代金の納付期限
契約金額から契約保証金を除いた金額を令和８年４月３０日（木）までに支払うものとする。
- （４） 買受代金の納付方法
納付方法については、口座振込で支払うものとする。

9 用途の制限等

- （１） 落札者は、落札した物件の引渡しの日から１年以内に町有財産売払い申請書の売払い財産の使用方法欄に記載した用途（以下「指定用途」という。）に供するものとする。
- （２） 上記用途に供した日から５年間引き続き指定用途に供するものとする。
- （３） 落札者は、落札した物件又は本件土地に建築した建築物を次の用途に供し、又は他人に供させてはならない。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体、それらの構成員がその活動のために利用する施設等周辺住民に著しく不安を与える施設
 - ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第４条第１項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の使用
- ④落札者は、落札した物件又は本件土地に建築した建築物を第三者に所有権移転するときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

10 その他特記事項

- (1) 本件土地については、近隣の生活環境に配慮し、適正管理に努めること。
- (2) 本件土地については、地盤・地耐力調査、埋蔵物等に対するボーリング調査、土壌汚染に関する専門的な調査は未了。本件土地に新たに建物を建築する際、地盤補強工事等が必要になる場合には落札者が負担するものとする。
- (3) 本件土地には遊具や複数の樹木・電柱が存するが、これらの撤去又は移設その他の変更に伴う費用については、落札者が負担するものとする。
- (4) 隣接する町道次六・保育所線については、道路拡幅の予定であるが、西側の工作物（門扉、フェンス等）に関しては、現状のままとする。なお、今後の取扱いについては、必要に応じて道路管理者と別途協議するものとする。
- (5) 売却対象地は、北側から西側町道接面部分の一部が高さ約0.5m～5m程度の法地を介して隣接地より高くなっているため、新たに建物を建築する際は、熊本県建築基準条例第2条に基づく安全上の措置が必要。これらに係る費用については、落札者が負担するものとする。
- (6) 売却対象建物は、平成17年にアスベストの除去を行っているが、その後の法改正による適合性やアスベスト調査は行っていない。
- (7) 落札者は、契約締結後に売却物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないものがあっても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (8) 売買代金の振込に要する手数料、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (9) 入札及び契約に関する問い合わせ先

長洲町役場 まちづくり課 企画調整係

〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

電話番号0968-78-3239（直通）

E-Mail kikaku@town.nagasu.lg.jp